

4 国民年金事業

わが国の国民年金制度は、昭和36年4月の発足から40年以上が経ちました。その間に、昭和61年4月の大改正による基礎年金の導入、平成9年1月の基礎年金番号制の開始など、本格的な国民皆年金制度を確立することができました。

また、加入者の増加に伴い市区町村の役割も重要となりました。被保険者を把握し、適用した者を収納に結びつけていくことが、住民一人ひとりの年金受給権を確保し、制度の基盤を強化することにつながるからです。

平成12年度地方分権一括法により、国と市区町村の役割分担を見直して機関委理事務を廃止、市区町村の事務は法定受託事務及び協力・連携事務となり、平成14年度からは保険料収納に関する事務などが国に移管されることになりました。

そして現在、国民年金制度は大きな転換期を迎えています。少子高齢化が深刻な問題となるなかで、老後の基盤となる年金制度が何十年にもわたって持続可能であるためには、社会経済の変化に柔軟に対応できる制度にすることが不可欠です。このため、現役世代の負担の抑制を図るとともに、老後生活の基本的部分を支える給付水準の確保をはかる平成16年度公的年金制度改正が行われました。

1 適用事務

平成3年4月の改正により、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、老齢（退職）年金の受給権者を除いて全員が国民年金に加入することとなり、市区町村においても自営業者や学生などの第1号被保険者の適用事務を行っています。

平成14年4月からは、厚生年金または共済組合加入者の被扶養配偶者である第3号被保険者の適用は、市町村の事務ではなくなりました。

本市では、市民の年金受給権の確保を図るため、自営業者や学生等の未加入者に対してはダイレクトメールによる個別の加入勧奨を実施しておりました。その他にも、新聞折り込みによる「国民年金特集号」の各戸配布、市内各所での「国民年金パネル展及び年金相談」の開催、各区主催の年金特別相談など各種の方法により国民年金制度の普及推進を図っておりました。

なお、これら「適用促進」及び「広報」活動も、平成14年4月から市区町村の法定受託事務ではなくなりました。20歳到達者への加入勧奨状は社会保険事務所から送付していますが、本市は協力連携事務として、20歳到達者の住民記録情報を提供しています。

本市の平成17年度被保険者数は表1のとおりです。

表1 被保険者数

(平成18年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	合計	付加年金加入者(再掲)		
				任意	強制	計
鶴見区	41,092	734	41,826	1,446	7	1,453
神奈川区	34,986	667	35,653	976	7	983
西区	14,075	312	14,387	475	0	475
中区	20,679	509	21,188	522	0	522
南区	33,175	769	33,944	993	0	993
港南区	31,739	930	32,669	1,090	1	1,091
保土ヶ谷区	32,526	766	33,292	862	13	875
旭区	35,996	915	36,911	1,212	7	1,219
磯子区	23,283	656	23,939	823	2	825
金沢区	30,184	831	31,015	1,011	0	1,011
港北区	49,271	1,073	50,344	1,160	3	1,163
緑区	26,056	558	26,614	821	3	824
青葉区	41,891	995	42,886	1,239	3	1,242
都筑区	25,707	460	26,167	688	1	689
戸塚区	36,080	813	36,893	2,039	11	2,050
栄区	17,832	529	18,361	1,147	2	1,149
泉区	21,696	445	22,141	971	5	976
瀬谷区	19,267	401	19,668	481	5	486
横浜市計	535,535	12,363	547,898	17,956	70	18,026

2 免除事務

経済的な理由等で保険料納付が困難な人などについては、適切な免除の適用を実施し、年金受給権の確保に努めています。

平成 14 年度から半額免除制度が加わり、学生納付特例制度の対象範囲が、夜間部・定時制課程・通信制課程へ拡大され、平成 17 年度からすべての各種学校（1 年以上の課程の在籍者に限る）なども対象となりました。また、30 歳未満の人を対象とした若年者納付猶予制度が平成 17 年 4 月から始まりました。

平成 18 年 3 月 31 日現在の免除適用状況は表 2 のとおりです。

表 2 免除適用状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

種別 区名	第1号被保険者 (任意除く) A	免除者数						免除率 (%) B / A
		法定免除	全額免除	半額免除	学生納付特例	若年者納付猶予	計 B	
鶴見区	41,092	1,915	1,736	405	3,104	354	7,514	18.3
神奈川区	34,986	1,310	1,591	333	3,726	317	7,277	20.8
西区	14,075	592	765	144	1,034	145	2,680	19.0
中区	20,679	1,193	1,254	225	1,287	228	4,187	20.2
南区	33,175	1,751	1,717	366	2,346	301	6,481	19.5
港南区	31,739	1,426	1,767	390	3,288	431	7,302	23.0
保土ヶ谷区	32,526	1,646	1,285	284	3,971	421	7,607	23.4
旭区	35,996	1,846	1,482	352	3,557	472	7,709	21.4
磯子区	23,283	1,063	1,149	223	2,279	232	4,946	21.2
金沢区	30,184	1,132	1,076	257	4,214	310	6,989	23.2
港北区	49,271	1,451	2,241	600	5,166	477	9,935	20.2
緑区	26,056	1,128	1,094	339	2,655	272	5,488	21.1
青葉区	41,891	978	1,451	365	6,080	442	9,316	22.2
都筑区	25,707	747	909	234	2,513	269	4,672	18.2
戸塚区	36,080	1,446	1,496	342	3,984	545	7,813	21.7
栄区	17,832	839	800	164	1,868	230	3,901	21.9
泉区	21,696	1,112	1,063	221	2,244	272	4,912	22.6
瀬谷区	19,267	1,257	879	206	1,410	202	3,954	20.5
横浜市計	535,535	22,832	23,755	5,450	54,726	5,920	112,683	21.0

3 給付事務

(1) 拠出制の国民年金（基礎年金）

拠出制の国民年金（基礎年金）受給者数は、制度の成熟化や人口の高齢化等の理由により激増しており、今後もさらに増加するものと見込まれています。

平成2年度から、年金額は完全自動物価スライド制により引き上げられることとされ、また基礎年金の支払い回数も年4回から年6回にと給付内容の一層の改善が図られました。

平成18年3月31日現在の拠出制の国民年金受給者数は表3、表4のとおりです。

表3 拠出制国民年金受給者数（旧法）（平成18年3月31日現在）

種別 区名	老齢年金				障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	合計
	老齢	通老	5年	小計					
鶴見区	2,932	2,283	140	5,355	82	0	0	0	5,437
神奈川区	2,814	2,169	107	5,090	72	0	0	0	5,162
西区	1,453	880	64	2,397	37	0	0	0	2,434
中区	2,164	1,106	58	3,328	40	0	0	0	3,368
南区	3,161	1,987	111	5,259	100	0	0	0	5,359
港南区	1,806	1,829	82	3,717	70	0	0	0	3,787
保土ヶ谷区	2,157	2,012	96	4,265	83	0	0	0	4,348
旭区	2,289	2,497	111	4,897	74	0	0	0	4,971
磯子区	1,999	1,614	91	3,704	51	0	1	0	3,756
金沢区	2,370	2,225	114	4,709	71	0	0	0	4,780
港北区	3,018	2,513	127	5,658	79	0	0	0	5,737
緑区	1,392	1,215	50	2,657	37	0	0	0	2,694
青葉区	1,968	1,951	99	4,018	45	0	0	0	4,063
都筑区	1,193	856	40	2,089	36	0	0	0	2,125
戸塚区	2,105	2,120	106	4,331	72	0	0	0	4,403
栄区	1,057	1,029	44	2,130	27	0	0	0	2,157
泉区	1,281	1,240	68	2,589	66	0	0	0	2,655
瀬谷区	1,172	1,129	45	2,346	58	0	0	0	2,404
横浜市計	36,331	30,655	1,553	68,539	1,100	0	1	0	69,640

表4 拠出制国民年金受給権者数（新法）

（平成18年3月31日現在）

種別 区名	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	合計	死亡一時金
鶴見区	29,296	824	474	55	30,649	82
神奈川区	26,098	646	346	38	27,128	48
西区	10,169	230	117	11	10,527	23
中区	15,389	361	193	22	15,965	40
南区	27,160	674	355	35	28,224	38
港南区	30,447	696	346	23	31,512	74
保土ヶ谷区	27,251	685	306	28	28,270	48
旭区	36,816	813	450	47	38,126	66
磯子区	22,935	523	241	22	23,721	42
金沢区	27,819	624	386	23	28,852	51
港北区	33,235	781	407	53	34,476	61
緑区	19,989	493	242	26	20,750	36
青葉区	27,101	545	361	25	28,032	56
都筑区	14,382	406	304	16	15,108	44
戸塚区	32,755	707	400	28	33,890	62
栄区	17,782	431	221	9	18,443	28
泉区	20,329	476	235	25	21,065	49
瀬谷区	17,438	485	200	20	18,143	36
横浜市計	436,391	10,400	5,584	506	452,881	884

(2) 福祉年金等

福祉年金及び無拠出の基礎年金は、国民年金制度の発足時に一定以上の年齢であった者、20歳前に支給事由が発生した者等に経過的又は補完的に支給される年金であります。その財源の多くは国庫負担でまかなうため、一定の基準以上の所得がある受給者には支給を制限し、真に年金を必要とする受給者に支給しようという趣旨から、所得制限や併給制限があります。

平成18年3月31日現在の本市の福祉年金及び無拠出の基礎年金受給者は、表5のとおりです。

表5 福祉年金及び無拠出の基礎年金受給者数 (平成18年3月31日現在)

種別 区名	老齢福祉年金	障害基礎年金			遺族基礎 年金	合計
		1級	2級	計		
鶴見区	137	612	565	1,177	0	1,314
神奈川区	38	591	464	1,055	0	1,093
西区	19	223	187	410	0	429
中区	52	359	355	714	0	766
南区	56	506	573	1,079	0	1,135
港南区	50	610	659	1,269	0	1,319
保土ヶ谷区	61	706	741	1,447	0	1,508
旭区	74	779	725	1,504	0	1,578
磯子区	49	433	411	844	0	893
金沢区	65	489	510	999	0	1,064
港北区	108	600	556	1,156	0	1,264
緑区	27	452	459	911	0	938
青葉区	63	436	414	850	0	913
都筑区	31	314	321	635	0	666
戸塚区	59	684	638	1,322	0	1,381
栄区	23	318	361	679	0	702
泉区	42	476	431	907	0	949
瀬谷区	40	407	386	793	0	833
横浜市計	994	8,995	8,756	17,751	0	18,745